

# 住宅に関するご相談は 住宅相談 をご利用ください!



住宅相談員があなたの???にお答えします

新築やリフォームをお考えの方  
住宅の不具合等でお困りの方  
住宅に関するアドバイスを希望の方は  
どうぞお気軽にご相談ください。

近年の建築・住宅をめぐる情報はより高度に、そしてより複雑多様になってきており、なじみの無い方にはなかなかわかりにくい事柄です。

そこで、松山市ではより良い住宅づくり・まちづくりのため、住宅に関する公的な相談窓口を開設し、住宅におけるさまざまな問題の相談を住宅相談員が、公正かつ中立な立場でお受けし、必要に応じて各専門機関をご紹介します。なお、相談は無料で予約制となっておりますので、かならず事前にご予約し、お気軽にご利用ください。

ただし、相談にかかる物件の現地での建築物の調査や診断、紛争の調定、仲裁等はいたしかねますのでご了承ください。

## \* 例えばこんな相談を承ります \*

- ・住宅の欠陥やトラブルを防ぐための知識
- ・新築・増改築のアドバイス
- ・欠陥住宅に関する相談
- ・住宅性能表示制度・保証制度等について
- ・安心できる契約の仕方
- ・住宅の設計施工相談

\* 相談内容により、必要に応じて図面・工事請負契約書等参考になるものをご持参していただくこともございます。

## 住宅相談Q & A



Q住宅の建築に際して、どんな点に注意すればよいでしょう？

A住宅の建築には、設計・工事監理・施工という作業が必要になります。建築の第1歩は設計の依頼です。設計者を選ぶ時、知合いに安心して頼める建築士がいない場合は、気に入った住宅を見つけ、設計者を紹介してもらうか、建築士事務所協会、建築士会等で紹介してもらう方法などがあります。

Q契約を結ぶ場合、どんな点に留意すればよいでしょうか？

A工事中や工事後のトラブルを防ぐためにも、契約はとても重要です。口約束ではなく、必ず書面で結び、契約書は内容のしっかりした書式を使いましょう。関係書類について、施行業者から詳細に説明を受け、内容をよく理解したうえで契約しましょう。

Q契約等のトラブルについてはどこに相談すればいいのでしょうか？

A（県）消費生活センターにご相談下さい。相談によって、より適切な機関を紹介することも可能です。

Qマンションに関する相談は？

A管理組合や区分所有者の方々のマンションについてのご相談は、愛媛県マンション管理士会にお問合せください。マンション管理士による適切な助言、指導等を行っております。

日時	毎月第2、第4木曜日 午後1時から午後5時
会場	松山市役所本館7階 住宅課
料金	無料
相談員	住宅課の建築技師及び専門的知識を有する者

お問合せ・ご予約は 松山市都市整備部住宅課

TEL (089) 948-6934 Fax (089) 934-1807

### お知らせ

国土交通省所管の（財）住宅産業研修財団が運営するサイト

『住まいの情報発信局』にも住宅に関するQ & Aやさまざまな情報が掲載されておりますので参考に御覧ください。

『住まいの情報発信局』ホームページURL：<http://www.sumai-info.jp/>